逗子市住民基本台帳カード等裏面印字システム賃貸借仕様書

Ⅰ　目的

住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書及び旧法による外国人登録証明書（以下、「住基カード等」という。）を所有している者が住所変更等をした場合、カードの裏面に新住所等を印字し、当該カードを継続的に利用させるために、システムを導入し、その保守を行うもの。

Ⅱ　賃貸借期間及び設置場所

（１）賃貸借期間：平成 26 年８月１日～平成 31 年７月 31 日（60 か月 長期継続契約による）

（２）設置場所：逗子市役所１階戸籍住民課執務室内（逗子市逗子５丁目２番 16 号）

Ⅲ　機器の条件及び数量

各機器は次の機能を有するもの１式とする。

（１）機器構成

次の各条件にあった機器を用意すること。

①　パソコンのスペックが、次のもので稼働するソフトウエア及びプリンタ等の機器であること。

・Ｏ　Ｓ：Windows7（32bit/64bit）
・ＣＰＵ：PentiumⅢ/１GHz 相当
・メモリ：１ＧＢ
・解像度：1024×768

②　パソコンは任意のもので稼働でき、３台のパソコンにソフトウエアをインストールできるライセンスを含むこと。

③　プリンタ等の機器については、USB2.0 規格での接続とすることとし、その接続するケーブルを用意すること。

④　プリンタ等の機器を接続するには、それらの機器が使用する USB の数に１つの予備（空き）を加えた数を最低口数とする USB2.0 規格のハブ（バスパワー方式）を用意し、使用すること。

⑤　プリンタインク（リボン）は、初期動作用にセットされたものに加え、１つ予備があること。

（２）システムの機能

次の各項目の機能を備えていること。

①　次の住基カード等に印刷ができること。

・住民基本台帳カード
・在留カード
・特別永住者証明書
・旧法による外国人登録証明書

② 住民基本台帳カードの裏書き欄用サインパネルの位置を自動認識し、印字位置が確定できること。

③ 住基カード等の裏書き欄用サインパネルが無いプラスチックカードにも印字ができること。

④ 印字は速乾性があり、滲みの無いこと。

⑤ 住民基本台帳カードのICチップ内に登録されている住所等の情報をそのまま印刷できること。

⑥ 住所データ等について、CSVファイルからの外部取り込み機能があること。

⑦ 印字文字サイズ、フォントの指定を行えること。

⑧ 1行の印字範囲を超えた場合は自動改行を行う機能を有すること。

⑨ 記載年月日の自動印字ができ、また、年月日は自由に変更できること。

⑩ 電子公印のデータを保存し、指定サイズでの自動押印機能があり、また設定により押印無しも選択できること。

⑪ 誤印刷を防ぐため、印字前に現在の印字（記入）された状況を含めてプレビューができること。

⑫ 平成25年7月より外国人住民にも交付を開始した住民基本台帳カードに対応していること（氏名のオーバー分の記載等を含む）。

⑬ 記入事案（転入等）に応じた印刷が項目選択により市の指定する定型文を使用し、容易にできること。

⑭ 定型文を印字せず、全て任意の文字も印字できること。

⑮ 契約期間中に施行される、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カード及び通知カードにも無償で対応（印字位置認識等）ができること。

Ⅳ セットアップ

設置作業の内容は、次のとおりとする。

① 賃貸借期間開始までに、発注者の指示により契約機器の設置作業及び動作検証等を完了すること。

② 機器に関するライセンス証及び取扱説明書等を添付すること。

Ⅴ 保守及びサポートについて

（1）契約期間内において、システム障害の対応・保守を行う。

① 契約機器の障害に起因する動作不良への処置及び改善作業
② 契約機器の障害に対する修復、原状復帰作業

（2）保守の手法
① 障害発生時に常時連絡がとれる体制を整備し、連絡があった場合は、設置場所に速やかに技術者を派遣し、対応すること。
② 障害時及び障害対応時には報告書を提出すること。

（3）無償サポート
① 対象機器の使用に関する問合せ対応及び情報提供等
② ＯＳのバージョンアップ等に付随するセットアップ
③ パソコンの入替え等により、対象機器の設定変更等の作業が生じた際の対応

Ⅵ 支払方法
月払いとし、受注者からの適法な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難い場合は、45日以内とする。

Ⅶ 賃貸借期間終了時の機器の回収
賃貸借期間終了時には、受注者の責務として、システムの機器を回収するものとする。
なお、回収するものに個人情報が含まれることがあった場合は、確実に廃棄をし、発注者へその旨を報告するものとする。

Ⅷ 留意点
① 対象機器の稼動及び保守等について、受注者が最終責任を負うものとする。
② 機器の設置場所への搬入・搬出にあたっては、２トン（ショートボディー）以下の車両を使用すること。
③ 本業務遂行にあたっては、逗子市財務規則及び諸規則のほか、業務に関連する諸法令に従うものとし、疑義や不明事項は発注者と十分協議を行うものとする。